

**NHK受信料制度等検討委員会
諮問第3号「受信料体系のあり方について」答申(案)概要
に関するご意見の募集について**

NHKは、これまでも、メディア環境や社会経済状況の変化に鑑み、受信料体系のあり方について、継続的に検討してきました。

平成23年の「NHK受信料制度等専門調査会」においても、その時点から見通したメディア環境の変化に照らして、受信料体系のあり方について検討され見解が提示されています。

専門調査会以降も、メディア環境や社会経済状況は変化しており、今後も受信料負担の公平性を確保し、NHKが公共放送としての社会的使命を果たすために必要な財源を維持していくにあたり、世帯および事業所における契約や受信料免除のあり方等、現行の受信料体系のあり方が妥当であるかについて、あらためて検討する必要があると考えました。

このため、NHK会長の諮問機関として設置された「NHK受信料制度等検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)に、本年2月、諮問第3号「受信料体系のあり方について」を諮問しました。

検討委員会では議論を重ね、この度、「答申(案)概要」をとりまとめたので、これに関して広く視聴者の皆様からご意見をいただきたいとの意向がありました。このため、次のとおりNHKにおいて意見募集(パブリックコメント)を行います。

視聴者の皆様からいただいたご意見は、今後、検討委員会が答申をまとめる際の参考にさせていただきます。

諮問第3号「受信料体系のあり方について」

メディア環境や社会経済状況等の変化を踏まえ、受信料の負担の公平性や財源の確保等の観点から、世帯および事業所の契約・受信料免除の合理的なあり方等について、見解を求める。

【ご意見募集について】

1)ご意見募集の対象

諮問第3号「受信料体系のあり方について」答申(案)概要(要旨・本文・参考資料)

2)募集期間

平成29年7月26日(水)10時～8月15日(火)24時(郵送の場合は、当日消印有効)

3)募集方法

- 郵送 〒150-8001 NHK受信料制度等検討委員会 濟問第3号意見募集係 あて
- インターネット(パソコン、スマートフォン等)

※NHKオンラインに専用メールフォームを開設 <http://www.nhk.or.jp/pr/>

平成29年2月27日付け諮問第3号
「受信料体系のあり方について」
答申（案）概要

平成29年7月25日
NHK受信料制度等検討委員会

※ 本答申（案）概要は、特に注記がない場合、参考資料（海外事例等）も含め、平成29年6月末時点の事実に基づく。

諮詢第3号「受信料体系のあり方について」答申(案)概要 要旨

(検討の背景)

- ▽ NHK受信料制度等検討委員会では、受信料体系のあり方について、本年2月、NHK会長より諮詢を受け、検討した。

諮詢第3号「受信料体系のあり方について」

メディア環境や社会経済状況等の変化を踏まえ、受信料の負担の公平性や財源の確保等の観点から、世帯および事業所の契約・受信料免除の合理的なあり方等について、見解を求める。

- ▽ メディア環境や社会経済状況が変化するなかで、今後も受信料負担の公平性を確保し、NHKが公共放送としての社会的使命を果たすために必要な財源を維持していくにあたり、世帯および事業所における契約や受信料免除のあり方等、現行の受信料体系のあり方について、その妥当性をあらためて検討する必要がある。

(世帯における契約のあり方)

- ▽ 世帯における受信契約の単位については、現時点では依然としてテレビ受信機が視聴端末の主流であり、テレビ放送を家族(世帯)で見るという視聴実態が個人視聴を上回っており、住居におけるテレビ受信機は世帯で設置しているものと認識されている状況は大きく変化していないこと等から、「世帯単位」を維持することが妥当である。

- ▽ 世帯の定義については、放送受信規約において「同一生計かつ同一住居」と定められている。単身世帯の増加等に鑑み、同一生計で別住居である場合の負担のあり方についても、検討の対象となりうる。家族割引の拡大や世帯の定義の変更(同一生計のみとする)が選択肢としては考えられるが、免除制度との整合性、負担の公平性の確保、受信料収入の減少や今後の視聴形態の動向等を十分に考慮し、慎重に検討することが必要である。

(事業所における契約のあり方)

- ▽ 事業所における受信契約の単位については、現在、「設置場所単位」となっているが、海外における事例を参考にすると、「施設単位」や「機器単位」も選択肢となりうる。しかし、いずれも負担の公平性や受信料収入の減少等の観点から課題があるとともに、単位の変更は受信料体系を抜本的に変更することであり、現行受信料体系との接合性や運用の実効性を十分に考慮することが必要と考えられる。このため、事業所における契約のあり方を検討する場合でも、現時点では「設置場所単位」を維持したうえで、メディア環境や社会経済状況の変化、事業者間の公平性や納得性、NHKの財政状況および世帯における負担とのバランス等を十分に考慮し、慎重に検討することが必要である。

(受信料免除のあり方)

- ▽ 受信料免除については、今日でも、受信料制度の基本的性格は変わっておらず、負担の公平

性を重視し、限定期的に運用するという基本的な方向性を継続することは適切と考えられる。

- ▽ ただし、免除の対象について、社会経済状況や社会福祉にかかる制度の変更等が生じた場合に、あらためて検討することまで妨げるものではない。検討する際には、免除の必要性・妥当性が他の負担者の理解を得られること、免除基準に生じた不公平性や不合理性の解消を目的とすること、将来にわたる財政状況への影響等を十分に考慮して、真に免除が必要な経済弱者（文化・情報弱者）に限定することが重要である。

諮問第3号「受信料体系のあり方について」答申（案）概要 本文

1. 諒問第3号「受信料体系のあり方について」検討にあたって

（1）検討の背景

- ◆ NHK受信料制度等検討委員会では、受信料体系のあり方について、本年2月、NHK会長より諮問を受け、検討した。

諮問第3号「受信料体系のあり方について」

メディア環境や社会経済状況等の変化を踏まえ、受信料の負担の公平性や財源の確保等の観点から、世帯および事業所の契約・受信料免除の合理的なあり方等について、見解を求める。

- ◆ 受信料は、公共放送としてのNHKが、その社会的使命を果たすための財政的な基盤であり、放送法第64条第1項において、NHKの放送を受信することができる受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結することができる規定されている。
- ◆ NHKは、これまでも、メディア環境や社会経済状況の変化に鑑み、受信料体系のあり方について、継続的に検討してきた。平成23年「NHK受信料制度等専門調査会」報告書（以下、「専門調査会報告書」という。）においても、その時点から見通した端末の多様化等のメディア環境の変化に照らして、受信料体系のあり方について検討され、受信契約制度や免除・割引のあり方について、見解が提示されている。加えて、端末の多様化した環境における「受信設備」「設置」の考え方、契約の単位等は、引き続き検討すべき留意事項として指摘されている。
- ◆ 専門調査会報告書以降、PC（パソコン）・スマートフォン・タブレット等、多様な端末の普及はいっそう進み、可搬性のある端末も普及してきている。こうしたなか、メディア視聴のあり方も多様化が進行している¹。
- ◆ 加えて、NHKは、常時同時配信（NHKが放送するテレビ番組を、原則としてそのまますべて、放送と同時にインターネットを通じて常時配信すること）の実現に向けた検討も進めており、視聴者・国民のメディア視聴のあり方に一定の影響を与えると考えられることから、その動向も見据えていく必要がある。
- ◆ 社会経済状況としても、総世帯数は2020年前後をピークに減少することが予測されており²、単身世帯が増加する³等、世帯構造の変化が進むものと考えられるとともに、生活保護受給世帯の割合や福祉関係の施設数が増加する⁴等、社会福祉を巡る状況も変化していくものと考えられる。
- ◆ このようなメディア環境や社会経済状況の変化のなかで、今後も受信料負担の公平性を確保し、NHKが公共放送としての社会的使命を果たすために必要な財源を維持していくにあたり、世帯および事業所における契約や受信料免除のあり方等、現行の受信料体系のあり方が妥当であるかについて、あらためて検討する必要がある。

¹ 参考資料2～3ページ参照

² 参考資料4ページ参照

³ 参考資料5ページ参照

⁴ 参考資料6～7ページ参照

(2) 検討対象の制度・論点および観点

<検討対象の制度・論点について>

- ◆ N H K 受信料制度等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）では、以下の制度・論点を対象とし、検討を重ねた。
 - 世帯における契約のあり方
 - 事業所における契約のあり方
 - 受信料免除のあり方等

<検討の観点について>

- ◆ 検討にあたっては、視聴者・国民の理解、現行の受信料制度との接合性、負担の公平性、N H K が公共放送の使命を果たすために必要な財源の確保、運用の実効性等の観点を重視した。

2. 世帯における契約のあり方

＜世帯における契約の単位＞

- ◆ NHKの受信契約単位については、放送法第64条第3項に基づき総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信規約（以下、「受信規約」という。）第2条において「放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする」と規定されている。
- ◆ 世帯における受信契約の単位を検討する場合、現行の「世帯単位」を維持する、もしくは「世帯単位」を変更し「個人単位」や「機器単位」とする、またはそれらの組み合わせとする等が選択肢となる。
- ◆ 世帯での契約単位は、受信料制度の発足直後において「機器単位」であったものを、受信機の普及状況、契約締結の確実性、視聴者感情等を考慮し、社会的納得性の高い契約単位として定められたものと考えられる。
- ◆ 視聴者・国民の理解という観点では、多様な端末が普及している状況にあっても、現時点において、テレビ受信機の普及率は約95%⁵と極めて高く、依然としてテレビ受信機が視聴の主流であるといえる。また、視聴者・国民の視聴実態としても、NHKの実施した世論調査によると、単身を除く世帯において、「家族と見ることが多い（家族視聴）」が「ひとりだけで見ることが多い（個人視聴）」を上回っており⁶、住居に設置されたテレビ受信機は、個人ではなく世帯で設置しているものと認識されている状況が大きく変化しているとまではいえないと考えられる。
- ◆ 総世帯数の減少によって収入が減少することも、長期的にはNHKの財源の確保に影響を与えると考えられるが、その傾向はゆるやかであると想定されており、現時点で契約単位を変更する必要があるとまではいえないと考えられる。
- ◆ 加えて、受信料を財源として運営されている主要な海外（イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・韓国）の公共放送においても、日本と同様のメディア環境の変化や社会経済状況の変化があるなか、現時点においても住居における支払単位について世帯を採用しており、個人や受信機・端末に着目した事例はないことも参考となる⁷。
- ◆ このような観点に加え、これまで「世帯単位」については、視聴者・国民に違和感なく受け止められていることからも、現時点では「世帯単位」を維持することが妥当であると考えられる。

＜考慮すべき事項および今後の検討課題＞

（契約単位の再検討の必要性）

- ◆ 「個人単位」や「機器単位」という考え方も、理論的には採りうる選択肢であり、携帯端末等の個人所有を基本とする端末による視聴とは一定の親和性もある。
- ◆ 専門調査会報告書においても「多様な端末の普及という観点からは、理論的には、個人単位・端末単位の契約締結ないし受信料徴収という方式も考えられる⁸」との指摘があ

⁵ 内閣府「消費動向調査」。平成29年3月末現在の調査結果では、総世帯におけるカラーテレビの普及率は95.2%であり、うち二人以上世帯は96.7%、単身世帯は92.1%となっている。

⁶ 参考資料8ページ参照

⁷ 参考資料9ページ参照

⁸ 平成23年「NHK受信料制度等専門調査会」報告書27ページ

り、今後も長期的にメディア環境や社会経済状況のさらなる変化に応じて「世帯単位」の妥当性を再検討することが必要である。その際には「個人単位」「機器単位」の考え方も視野に入れることが必要と考えられる。

- ◆ そのうえで、仮に「個人単位」「機器単位」の考え方を探る場合には、負担が大きくなる視聴者・国民が存在する可能性に配慮して受信料体系や受信料額を再設計することや、世帯構成や機器の台数を正確に把握することが困難であることにも留意する必要がある。

(「世帯」の考え方)

- ◆ 契約単位として「世帯」を維持した場合においても、世帯の定義については検討の対象となりうる。
- ◆ 具体的には、現在の世帯の定義は、受信規約において「同一生計かつ同一住居」と定められており、国内における他の規定や一般的な言葉の定義等に照らすと、現時点では妥当であると考えられる。
- ◆ 一方で、今後、単身赴任等の配偶者がいる単身世帯の増加が想定されることや、視聴者・国民の間においては、住居が異なっていても同一生計であれば世帯と認識するケースがあること等に鑑みた場合、同一生計で別住居である場合の負担のあり方についても検討の対象になりうると考えられる。この場合の選択肢としては、家族割引の割引率のさらなる拡大や世帯の定義の変更（「同一生計」のみとする）が考えられる。
- ◆ NHKでは、家族割引について、同一生計で別住居のため、複数の契約が必要となる場合を対象として、平成20年度から割引率を50%まで拡大し、負担の軽減に努めている。さらなる負担の軽減のみを目的として、割引率を拡大することは、社会福祉的見地から実施している半額免除の制度との整合性の観点や、割引はあくまで他の負担者の支払いにより成り立っており、いわゆる内部補助であること等からも、慎重に検討することが必要と考えられる。
- ◆ 世帯の定義について、現在の「同一生計かつ同一住居」を「同一生計」のみに変更した場合、同一生計ならば別住居に受信機を設置しても新たな受信契約は不要となる。
- ◆ ただし、こうした変更については、確実な対象の把握と証明ができなければ負担の公平性を確保できないことや、受信料収入の大幅な減少が見込まれること等について、十分に考慮する必要がある。
- ◆ また、受信料を財源として運営されている主要な海外の公共放送においては、フランス以外は「同一住居」を世帯の定義に含めており⁹、これらの状況も十分に考慮しながら、同一生計で別住居である場合の負担のあり方については、慎重に検討することが必要と考えられる。
- ◆ なお、今後、常時同時配信が実現された場合には、世帯における受信機の設置や視聴形態のあり方も変化することが想定される。具体的には、常時同時配信の視聴について、端末にIDを入力等することにより可能とした場合、複数の住居において同一のIDを利用することが容易に想定されることになる。検討にあたっては、こうした視聴形態の

⁹ 参考資料10ページ参照

動向等を考慮することが必要である。

(設置場所の考え方)

- ◆ 受信規約において、「放送受信契約は、世帯ごとに行うものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。」(受信規約第2条第1項)と定められている。このため、「世帯単位」を維持した場合、メディア環境の変化等に伴い、受信機の設置場所の概念について、あらためて検討することが必要と考えられる。
- ◆ 具体的には、現在、携帯端末の場合、その常置場所を設置場所として取り扱っており、現時点においてこの取り扱い自体は妥当と考えられるが、今後、常時携帯し移動して利用することを目的とした携帯端末の普及が進展することに鑑み、設置場所をより分かりやすく定義しておくことが重要となる。
- ◆ 加えて、今後、常時同時配信が実現した場合、その必要性はより高まるものと考えられる。
- ◆ 現在、自家用自動車等の移動体に設置された受信機については、受信規約第2条第3項において、「自家用自動車等の移動体に設置された受信機については、住居の一部とみなす」ことが規定されており、住居に既に受信契約がある場合、新たな受信契約の締結は不要となっている¹⁰。
- ◆ こうした規定を参考としつつ、携帯端末等の設置場所について、受信機自体の所在に着目するのではなく、使用する「人の所在」に着目すること等を含め、あらためて検討することが必要と考えられる。
- ◆ なお、新たに規定を検討する場合においては、設置場所に関する携帯端末等の取り扱いと「据え置き型」の受信設備の取り扱いとの整合性や、適切な移行時期等についてもあわせて検討すべきと考えられる。

¹⁰ 参考資料1 1ページ参照

3. 事業所における契約のあり方

＜事業所における契約の単位＞

- ◆ 事業所における受信契約単位については、受信規約第2条第2項において「事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。」と規定され、同条第4項において「設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものとの単位による」とされており、設置場所ごとに1契約として定められている。
- ◆ 事業所の契約単位については、受信料制度発足直後において、世帯と同様に「機器単位」であったものを、「構内」「聴取施設」「受信設備」と適時に改定し、昭和37年より「設置場所」とされている。事業所の契約単位は、世帯と同様に、受信機の普及状況、契約締結の確実性、放送サービスの受益の態様等を考慮し設定されたものと考えられる。
- ◆ 事業所における受信契約の単位を検討する場合、現行の「設置場所単位」を維持する、もしくは「施設単位」や「機器単位」とする、またはそれらを組み合わせる等の選択肢が考えられる。
- ◆ 海外の公共放送においては、世帯の場合と異なり、事業所における受信料の支払単位は各国で共通したものとはなっておらず、国ごとに、施設単位または機器単位を基本としながら、他の要素も考慮した複雑な体系となっている¹¹。
- ◆ NHKが現在採っている「設置場所単位」については、「施設単位」となっている国と比較して、事業所の負担が大きいとの指摘もある。
- ◆ 「施設単位」については、大規模事業所と小規模事業所の間の負担の公平性の観点や、世帯における負担とのバランス、受信料収入の大幅な減少、視聴者・国民の理解等が課題となる。
- ◆ 「機器単位」については、多くの事業者にとって負担増となる可能性があることや、機器の正確な台数を把握することができず、負担の公平性の確保が困難であること等が課題となる。
- ◆ また、契約単位を変更する場合は、受信料体系を抜本的に変更することになるため、現行受信料体系との接合性等について、慎重な検討が必要となる。また、公正かつ実効性のある仕組みとするためには、運用面についても十分な検討が必要となる。
- ◆ こうした観点から、事業所における契約のあり方については、現時点では「設置場所単位」という考え方を維持したうえで、メディア環境や社会経済状況の変化、常時同時配信の検討状況等を注視しながら、事業者間の公平性やNHKの財政状況および世帯における負担とのバランスを十分に考慮し、慎重に検討することが必要と考えられる。

＜考慮すべき事項および今後の検討課題＞

(契約単位の再検討の必要性)

- ◆ 今後も、長期的にメディア環境、社会経済状況の更なる変化や事業所の多様化が想定されるとともに、常時同時配信が実現された場合には、世帯の場合と同様に事業所にお

¹¹ 参考資料1 2ページ参照

ける受信機の設置や視聴形態のあり方も変化することが想定される。こうした変化に応じて、「設置場所単位」の妥当性を再検討することも必要になると考えられ、その際に「施設単位」「機器単位」も採りうる選択肢として、検討することが必要と考えられる。

- ◆ 検討にあたっては、事業所の負担を増大させないことや、受信料収入への影響等を十分に留意した制度設計とすることが重要であり、多様な事業所間の公平性や納得性を考慮した場合、「設置場所単位」「施設単位」「機器単位」等の複数の基準の組み合わせが必要となることも考えられる。その場合、結果として複雑な受信料体系になると想定され、制度・実務面への十分な配慮が必要と考えられる。

(設置場所の考え方)

- ◆ 事業所において、「設置場所単位」を維持した場合、メディア環境の変化や事業所における設置場所の多様化等に伴い、受信機の設置場所の概念について、あらためて検討することが必要と考えられる。
- ◆ 具体的には、現在、携帯端末の場合、その常置場所を設置場所として取り扱っており、現時点においてこの取り扱い自体は妥当と考えられるが、今後、常時携帯し移動して利用することを目的とした携帯端末の普及が進展することに鑑み、設置場所をより分かりやすく定義しておくことが重要となる。
- ◆ 加えて、今後、常時同時配信が実現した場合、その必要性はより高まるものと考えられる。
- ◆ これらを踏まえ、事業所においても携帯端末等の設置場所について、受信機自身の所在に着目するのではなく、使用する「人の所在」に着目すること等を含め、あらためて検討することが必要と考えられる。
- ◆ さらに、事業所における設置場所の多様化や視聴環境の多様化が進展することに鑑み、設置場所について、より分かりやすく一義的に観念できるよう、現在の「部屋または部屋に準ずるもの」をあらためて定義することについても検討の対象となりうる。

4. 受信料免除のあり方等

<受信料免除について>

- ◆ 受信料免除は、放送法第64条第2項に基づき、総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信料免除基準（以下、「免除基準」という。）において、対象および適用される制度（全額免除・半額免除）が規定されている。
- ◆ 受信料免除は、NHKの放送の普及という使命に照らして、教育的な見地や社会福祉的見地等に立脚しながら運用しており、他の負担者の負担のうえに成り立つ制度であることから、その対象を限定しており、実際に近年は逐次、対象を縮小してきた¹²。
- ◆ 海外の公共放送においても、免除については、教育的見地や社会福祉的見地等に立脚し、限定期的に運用されている¹³。
- ◆ 免除のあり方について、平成23年の専門調査会報告書においては、以下の方向性が示された¹⁴。

「『公平・中立・簡素』の原則を踏まえることが肝要であり、とりわけ公平性の維持を重視すべき」

「一般企業における料金割引等のような、トータルの収支改善を優先させるような施策を追求すべきではない。免除については、公共放送の根幹となる受信料の性格から見て例外として位置づけられ、また『契約』『義務対象』単位の負担の公平性を重視すべき」

「免除・割引はあくまで他の負担者による内部補助であるということも、あらためて留意されるべき」

「経済弱者すなわち文化・情報弱者に限って、受信料免除を運用すべき」

- ◆ 今日でも、受信料制度の基本的性格は変わっておらず、負担の公平性等は引き続き重視されるべきものである。
- ◆ このため、免除の基本的な考え方について、専門調査会報告書で示された方向性やNHKのこれまでの考え方と同様に、負担の公平性を重視するとともに、他の負担者による内部補助であることに留意して限定期的に運用するという基本的な方向性を継続することは適切であると考えられる。

(免除の対象について)

- ◆ 免除を限定期的に運用するという基本的な方向性が適切であったとしても、今後、社会経済状況の変化や社会福祉にかかる制度の変更等が生じた場合、その対象について、あらためて検討することまで妨げるものではない。
- ◆ 免除対象を検討する際には、真に免除が必要な経済弱者（文化・情報弱者）に対象を限定し、的確に対象を画定することが重要である。
- ◆ 具体的には、基本的な方向性を前提としたうえで、免除の必要性・妥当性が他の負担者の理解を得られること、状況の変化等を踏まえて免除基準に生じた不公平性や不合理

¹² 参考資料13～14ページ参照

¹³ 参考資料15ページ参照

¹⁴ 平成23年「NHK受信料制度等専門調査会」報告書29ページ。参考資料16ページ参照

性の解消を目的とすること、将来にわたるNHKの財政状況への影響を十分に考慮すること等が検討の観点となる。また、公平な運用等を担保するため、免除の条件について的確かつ簡素に確認・証明できるものを対象とする必要がある。

<その他>

- ◆ 受信料の負担のあり方を検討するにあたって、受信機を設置した場合の支払期間の算定についても、検討の対象となりうる。
- ◆ 具体的には、受信機を設置した月の受信料の支払いの考え方として、受信機の設置月の受信料は必要となっている一方で、受信機の廃止月の受信料は不要となっている。この取り扱いについては、設置月と廃止月の支払いをあわせて考えた場合、全体としての公平性が担保されていると考えられる。

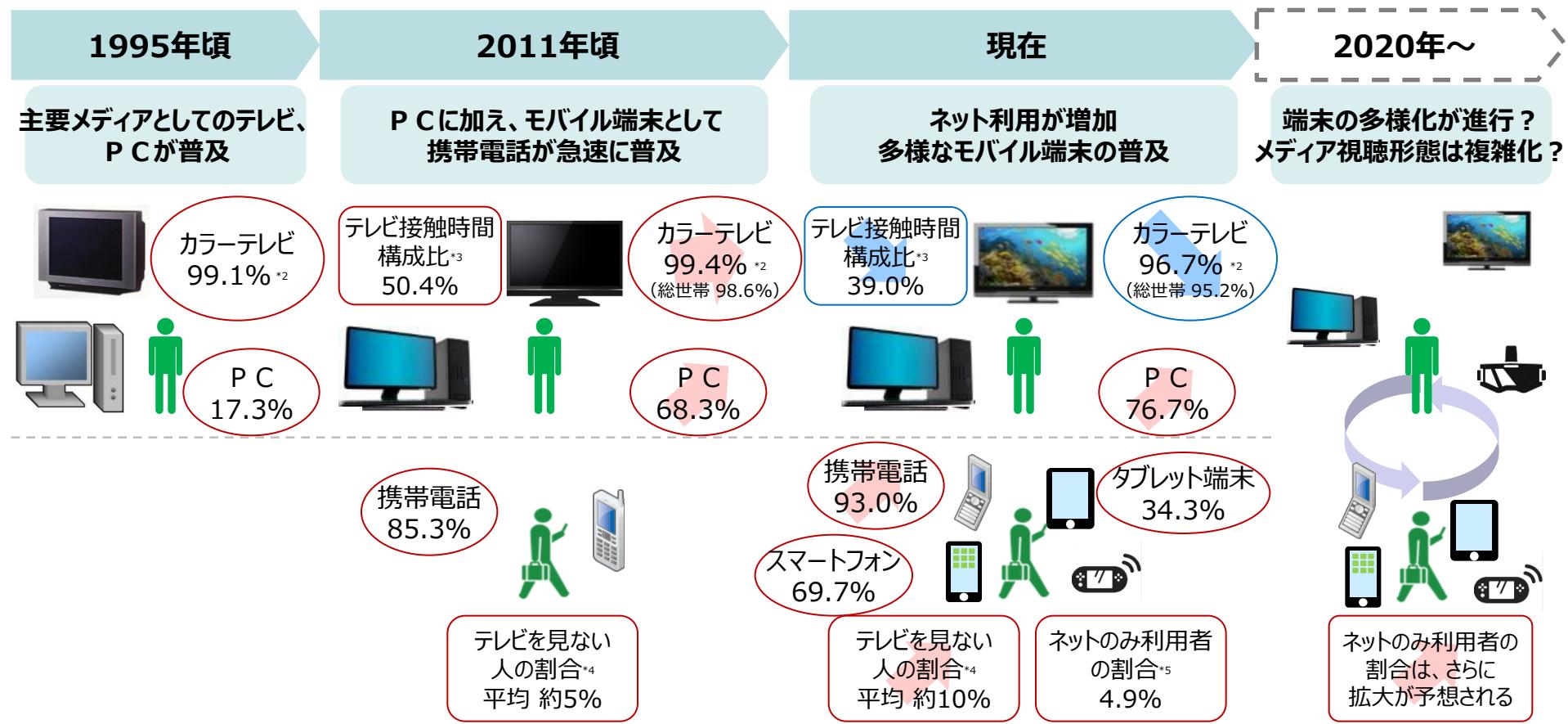
平成 29 年 2 月 27 日付け 詮問第 3 号
「受信料体系のあり方について」
答申（案）概要 参考資料

平成 29 年 7 月 25 日
NHK 受信料制度等検討委員会

※特に注記がない場合、平成 29 年 6 月末時点の情報に基づく。

1. 詐問第3号「受信料体系のあり方について」検討にあたって メディア環境の変化

カラーテレビの普及率が低下する一方で、携帯電話・スマートフォンが普及し、端末の多様化が進展している。メディア視聴形態としても、テレビの接触時間が低下、他端末の接触時間が増加し、大きく変化している。



*1 内閣府「消費動向調査」より。「2人以上の世帯」（2015年度の調査までは、「一般世帯」）における、1996年3月・2006年3月・2017年3月の数値をもとに記載

*2 「カラーテレビ」のうち、「ブラウン管テレビ」は2013年調査で終了

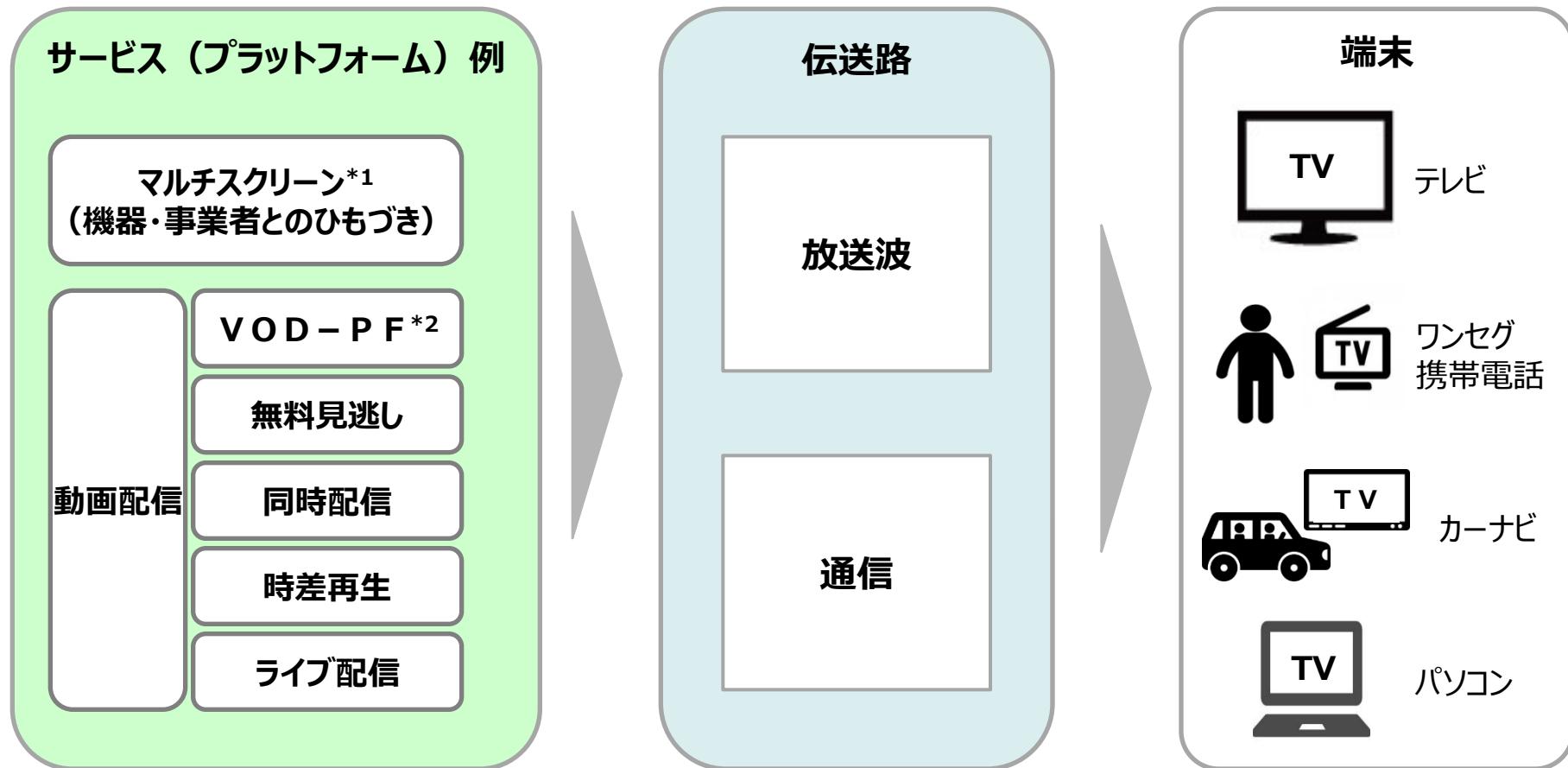
*3 テレビ視聴時間構成比：主要メディアに占めるテレビ接触時間の構成比 博報堂DYメディアパートナーズ「メディア定点調査」、2007年、2017年の数値を参照

*4 テレビを見ない人の割合：平成27年「日本人とテレビ・2015」世論調査より。2010年・2015年における、20～50代の、テレビを「ほとんど、まったく見ない」という回答者の割合

*5 ネットのみ利用者：平成27年「日本人とテレビ・2015」世論調査より作成

1. 詮問第3号「受信料体系のあり方について」検討にあたって サービスの多様化

サービス提供事業者においても、テレビ放送に加え、動画配信等、多様な形態でのサービスを提供しており、それらを放送波または通信伝送路を介して視聴者の多様な端末へ届けている。

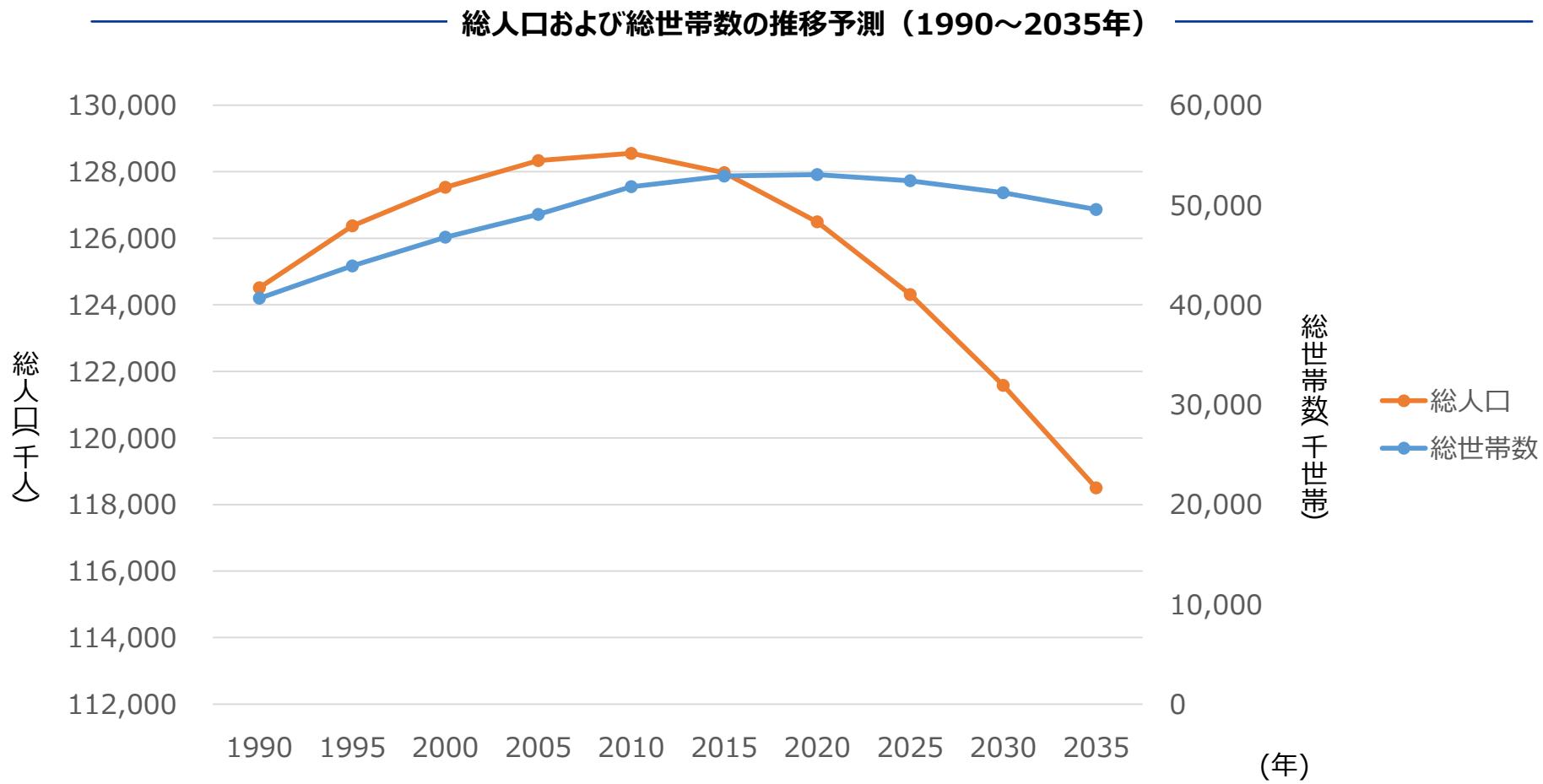


*1 テレビや録画機等とペアリングしたモバイルでいつでもどこでも視聴が可能。CATVやIPTV 有料多事業者の会員向けモバイルサービス

*2 テレビ局の自前サイトではなく、また、テレビ番組だけでなく幅広い映像コンテンツを横断的に集積させたプラットフォームサービス

1. 詮問第3号「受信料体系のあり方について」検討にあたって 総人口および総世帯数の動向

総人口・総世帯数ともに、将来的な減少が見込まれる。ただし、総人口に比して、総世帯数の減少はよりゆるやかになると予測されている。



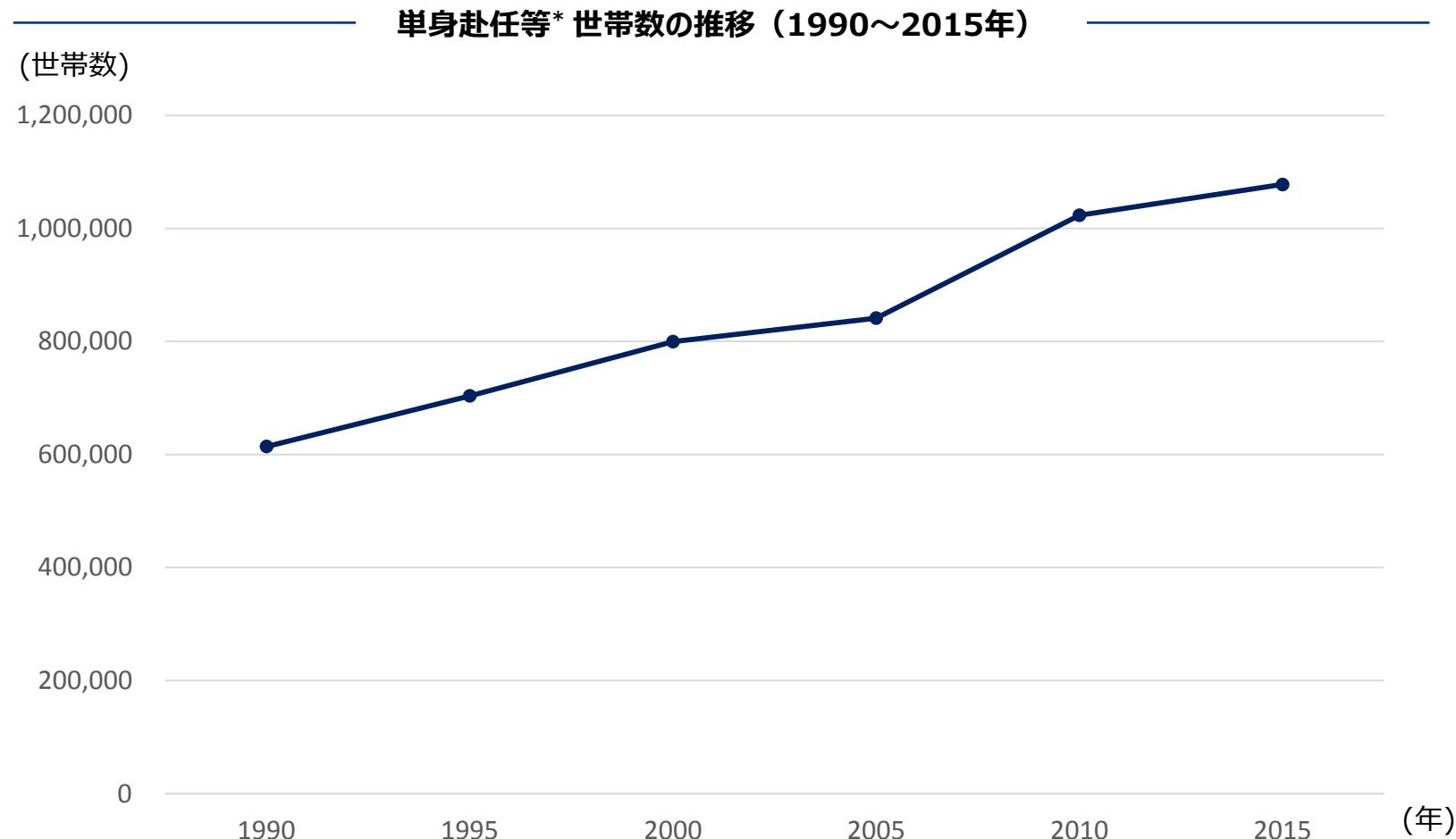
(注1) 総人口は2020年以降、総世帯数は2015年以降が予測値

(注2) 総人口については国連データをもとにしているが、medium variantの予測を参照している

出所:総人口については国連データ、総世帯数については国立社会保障・人口問題研究所

1. 詮問第3号「受信料体系のあり方について」検討にあたって 単身世帯の増加

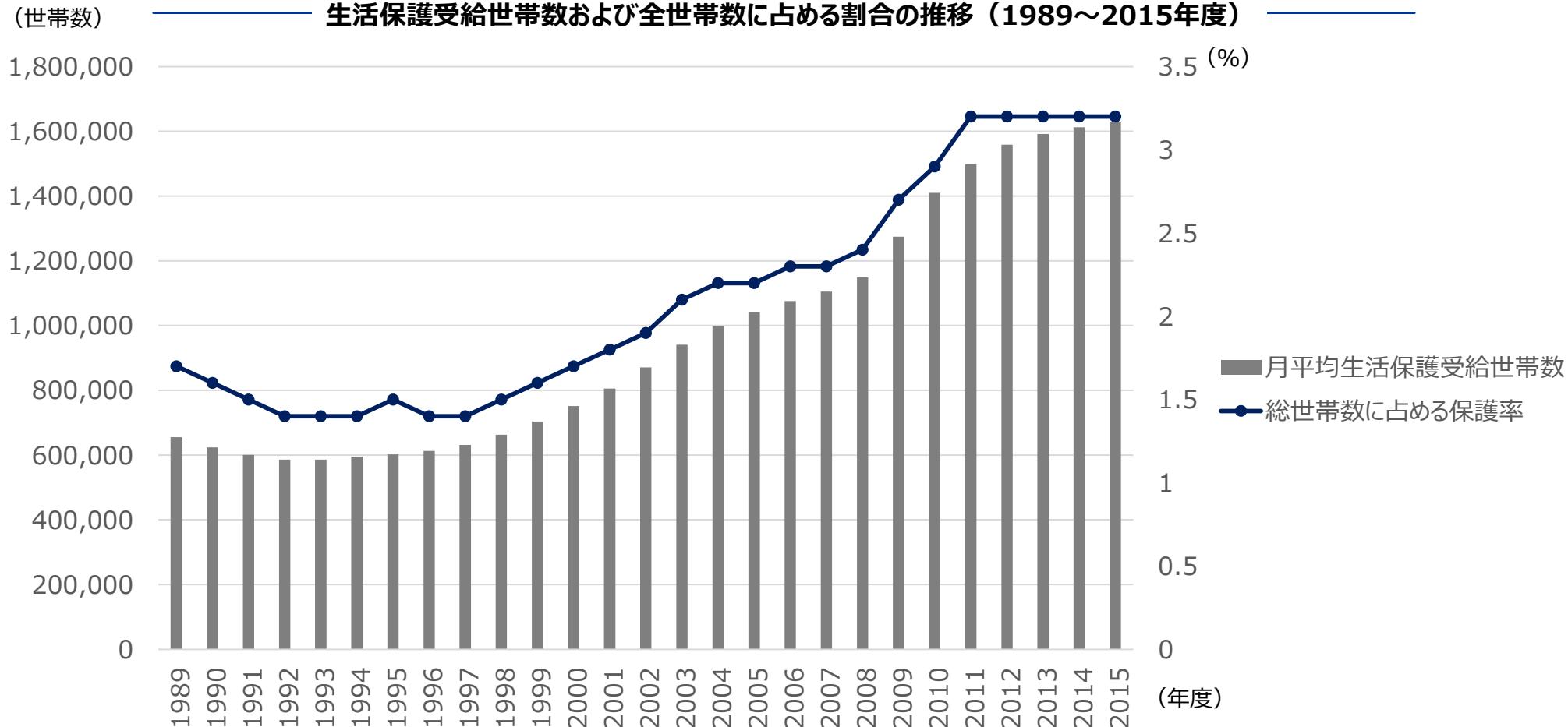
単身赴任等、配偶者がいる単身世帯の数は増加傾向にある。



* 「有配偶」かつ「単独」の世帯数データであるため、配偶者と別居している場合等も含まれる
出所：国勢調査より作成

1. 詮問第3号「受信料体系のあり方について」検討にあたって 全世帯に占める生活保護受給世帯の割合

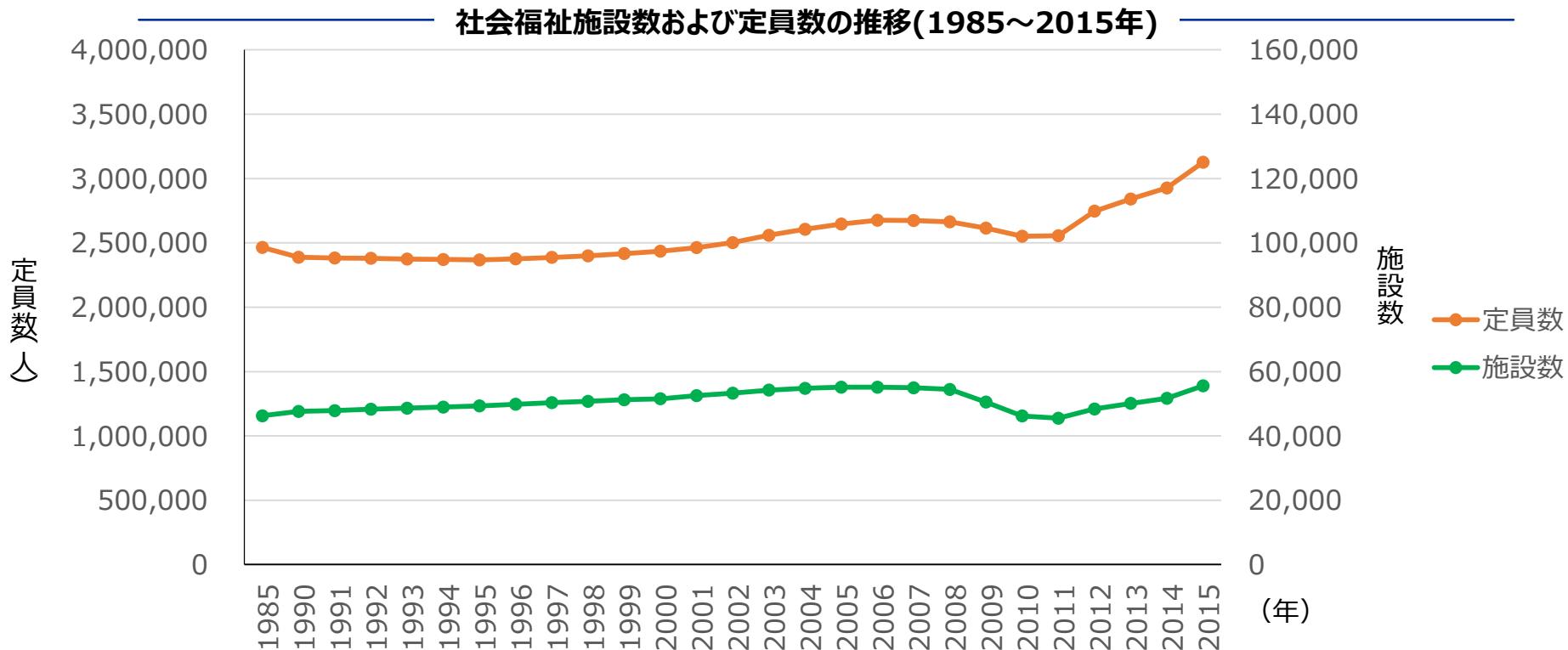
生活保護受給世帯数および全世帯数に占めるその割合は増加傾向にある。



(注1) ここでいう生活保護受給世帯とは、厚生労働省の被保護者調査における、「被保護世帯」のことである。「被保護世帯」は「生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯」と定義されている
 (注2) 2011年の総世帯数には、岩手県、宮城県および福島県は含まれていない
 (注3) 2012年の総世帯数には、福島県は含まれていない

1. 詰問第3号「受信料体系のあり方について」検討にあたって 社会福祉施設数および定員数

社会福祉施設数および定員数に関しては、近年増加傾向にある。



(注1) 調査対象の施設としては、「保護施設」「老人福祉施設」「障害者支援施設」「母子生活支援施設」等を含めた「社会福祉施設等」である。ただし、時期により、含まれる施設や名称等に変化がある

(注2) 2006年の「障害者自立支援法」(現・障害者総合支援法)施行により、従来障害の種類(「知的障害」「身体障害」「精神障害」)別にカウントされていた施設が、2007年以降「障害者支援施設」として一括してカウントされることとなったため、2007年-11年ごろは、一時的に施設数、定員数が減少している

(注3) 「老人福祉施設」としては、「養護/軽費老人ホーム」「老人福祉センター」のみを対象としている。2009年以前のデータに含まれている「老人介護支援センター」等は対象から除外した

(注4) 「有料老人ホーム」についても対象から除外した

(注5) 「有料老人ホーム」については「サービス付き高齢者向け住宅」が除外されているが、一部では、定員数・施設数に含まれている

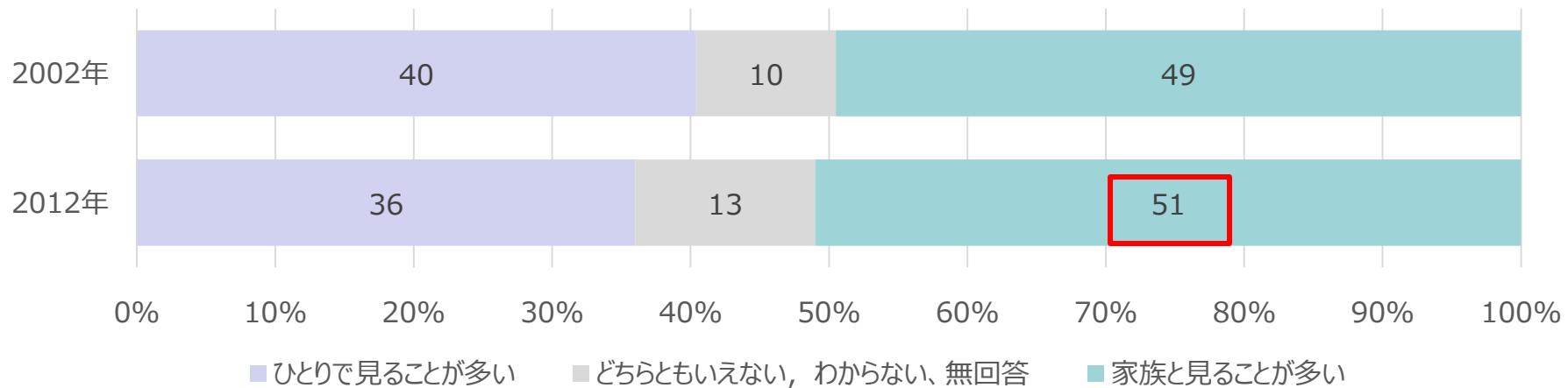
(注6) 2012-15年の「障害者支援施設」の定員は入所者分のみである

(注7) 「母子生活支援施設」の定員は世帯数であり、定員の総数には含まれない等、一部の定員数に関しては世帯数が用いられている

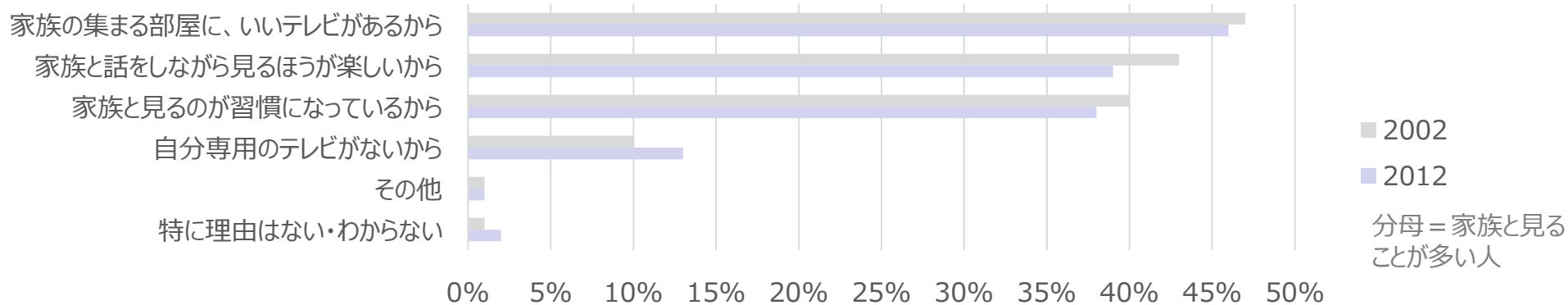
2.世帯における契約のあり方 個人視聴と家族視聴

N H Kの実施した世論調査によると、単身を除く世帯におけるテレビ視聴形態としては、2002年・2012年時点ともに、「家族と見ることが多い(家族視聴)」が「ひとりで見ることが多い(個人視聴)」を上回っている。

個人視聴と家族視聴の推移（単身を除く世帯）



家族視聴の理由（テレビを家族と見ることが多いと回答した人のその理由（複数回答））



2.世帯における契約のあり方 海外公共放送における支払単位

	支払単位	「世帯」の定義
イギリス* ¹	世帯	"premises" (家屋)
フランス* ²	世帯	生計を共にする者の集まり (夫、妻、子供など)
ドイツ* ³	世帯	その部屋数に関わりなく、土地に固定し、建築構造上閉じている、次のような空間単位 1.居住または睡眠に適しているか、またはそのために利用されており、かつ、 2.独自の入り口を通り、共用階段部や共用空間または外部から直接に、他の住居を経由しなくても立ち入ることができるもの
イタリア* ⁴	世帯	住居を共にする、婚姻・親族・養子縁組・後見・愛情等の関係を持つ者の集まり
韓国* ⁵	世帯	"exclusively residential household" (居住専用住宅)

*1 TV Licensingの公式サイトより

*2 "Foyer Fiscal" (税制上の世帯) 単位で公共放送負担税の収納が行われる。また、定義は「生計を共にする者の集まりであり、住居数（別荘など）等は問わない」とされている。フランス官公庁のポータルサイトより

*3 厳密には、"Wohnung" (住居) の定義である。放送負担金州間協定 3条（1）に規定（訳はN H K放送文化研究所「始まったドイツの新受信料制度」（「放送研究と調査」2013年3月）より）

*4 RAIの公式サイトを参照

*5 定義は放送法施行令に規定。なお、同施行令の韓国政府の正式な英訳は"Enforcement Decree of the Broadcasting Act"である。放送法（Broadcasting Act）を含め、韓国政府による条文の英訳がなされている出所：各放送機関のウェブサイト等より

2.世帯における契約のあり方 海外公共放送における世帯の定義

			凡例	同	別途の受信料支払いは不要	別	別途の受信料支払いが必要
	同一生計/同一住居の含意		各種事例				
	同一生計	同一住居	別住居	学生 (一人暮らし)	单身赴任		
イギリス*1	×	○	別	別	別		
フランス*2	○	×	同	同	同		
ドイツ*3	×	○	別	別	別		
イタリア*4	×	○	同	別	別		
韓国*5	×	○	別	別	別		
【参考】 日本	○	○	別	別	別		

*1 TV Licensingの公式サイトより。同サイトでは"second (holiday) home"は別途支払いが必要としている

*2 公共放送負担税の収納が行われる単位は"Foyer Fiscal"（税制上の世帯）であるが、定義は「生計を共にする者の集まりであり、住居数（別荘など）等は問わない」とされている。フランス官公庁のポータルサイトより

*3 世帯を定義する"Wohnung"（住居）を踏まえている

*4 RAIの公式サイトを参照。同サイトでは、「夫婦や子供が別の家で住民登録していた場合、それぞれの家で受信料を支払う必要がある」としているが、「夫婦が1つの家で住民登録し、他に家を持っていた場合、追加の受信料は支払不要」としている

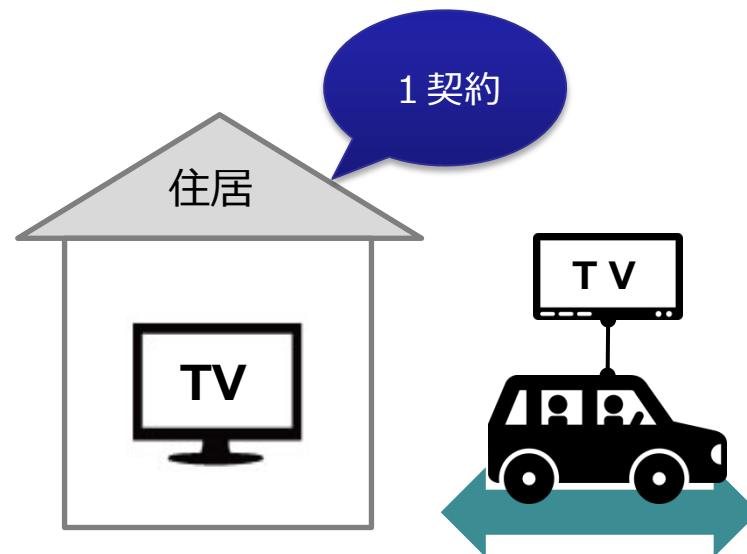
*5 放送法施行令第39条では、「1世帯が『同じ居住専用住宅』("exclusively residential household") で2台以上受信機を持つ場合には、1台以外は免除対象」と規定している

出所：各放送機関のウェブサイト等より

2.世帯における契約のあり方 「移動体に設置された受信機」の取り扱い

受信規約において、自家用自動車等の移動体に設置された受信機については、住居の一部とみなすことが規定されており、住居にすでに受信契約がある場合、新たな受信契約の締結は不要となっている。

「自家用自動車」に設置された受信設備の場合



受信規約第2条第3項

「世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす」



3.事業所における契約のあり方

海外公共放送における事業所の支払単位・料金体系

	事業所における 支払単位	事業所の料金体系
イギリス	施設 (種類・規模)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の種類等に応じて規定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 店舗および事務所：施設ごとに受信許可料 1 件 ➢ ホテル等の宿泊施設：15部屋まで 1 件、以降 5 部屋ごとに 1 件
フランス	機器（台数）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3 -30台めまで30%割引、31台め以降35%割引 ■ 営業期間が 1 年に 9 か月以内の観光ホテルは合計から更に25%割引 等
ドイツ	施設 (種類・規模)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各営業所の従業員数に応じ、10段階の料金 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 料額が最低の場合：従業員数 0 ~ 8 人（放送負担金 1 / 3 件分） ➢ 料額が最高の場合：従業員数20,000人以上（放送負担金180件分） ■ ただし、ホテル等の宿泊施設・業務用自動車は、上記規定と別に、2 部屋（台）め以降、部屋（台）ごとに 1 / 3 件分
イタリア	施設 (種類・規模)	<ul style="list-style-type: none"> ■ テレビ受信料：ホテル等の格付・規模等のカテゴリ毎に定額 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 料額が最低の場合：テレビが 1 台のみの宿泊施設、研究所、学校 等 ➢ 料額が最高の場合：高ランク（5つ星以上）かつ大規模（部屋数が100以上）のホテル ■ ラジオ受信料：カテゴリに係らず定額
韓国	機器（台数）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所有する受信機の台数に応じて支払い、割引の特例はなし
【参考】 日本	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業所は 2 件め以降50%割引

4. 受信料免除のあり方等 受信料免除の対象

受信料免除は、N H K の放送の普及という使命に照らして、社会福祉的見地や教育的な見地等に立脚しながら限定的に運用しており、近年は逐次、対象を縮小してきた。

現行免除対象（全額免除）

	個人	施設
社会福祉的見地	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業施設入所者 ・公的扶助受給者 ・市町村民税非課税の障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設(保育所含む)
教育的見地	—	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 ・中学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・幼稚園

過去の廃止事例

放送の普及という所期の目的がおおむね達成されたこと、そして、施設については行政で負担すべきという国会の指摘もあり、逐次、施設に対する免除措置を廃止してきた。

昭和53年度	55年度	58年度	59年度	平成11年度
・職業訓練所	・公的医療機関	・大学	・高等学校	・公民館
・青少年矯正教育施設	・図書館	・高等専門学校	・青年の家	・学校免除の一部廃止 (小中学校等の教室以外)
・刑務所等	・博物館等		・児童文化センター	

4. 受信料免除のあり方等 受信料免除の件数と金額

受信料の免除については、NHKの放送の普及という使命に照らして、教育的な見地や社会福祉的見地等に立脚しながら実施している。

(平成27年度末)

種別		対象	件数	総世帯に占める 件数割合*1	免除額*2
施設	全額免除	社会福祉施設	27万件	-	43億円
		学校 (小中学校等の教室)	54万件	-	81億円
個人	全額免除	公的扶助受給者	114万件	2.1%	174億円
		社会福祉事業施設入居者	15万件	0.3%	23億円
		市町村民税非課税の障害者	70万件	1.3%	124億円
	半額免除	視覚・聴覚障害者	13万件	0.2%	12億円
		重度の障害者	42万件	0.8%	40億円
		重度の戦傷病者	0.3万件	0.01%	0.3億円
合計			335万件	-	501億円

*1 平成22年国勢調査と、平成26年公表の「日本の世帯数の将来推計」（国立社会保障・人口問題研究所）等を基に算定

*2 金額は切り捨て表記

4.受信料免除のあり方等 海外公共放送における受信料免除制度

	免除制度	
	個人	施設
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護施設入居の障害者、60歳以上の退職者 等 (年7.5ポンド) ■ 視覚障害者（半額免除） ■ 75歳以上の高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ■ なし
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民税の免税者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放送局 ■ 教育施設 等
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 盲ろう者 ■ 連邦奨学金受給者 ■ 生活保護受給者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者向け公益施設等は従業員数に係らず料額は最大1/3 ■ 礼拝の目的に捧げられているものは全額免除 等
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 75歳以上かつ年収6713.98ユーロ以下の単身低所得者 	<ul style="list-style-type: none"> ■ イタリア軍の関連施設（軍人病院、講堂等）等
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者 ■ 国家功労者 ■ 難視聴世帯 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老人厚生施設 ■ 保育施設 等
【参考】 日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公的扶助受給者 ■ 社会福祉事業施設入所者 ■ 視覚・聴覚障害者（半額免除） ■ 重度の障害者（半額免除） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉施設 ■ 学校

(注) 上記では主に、社会福祉的観点に重心を置く制度を挙げている

出所：各放送機関のウェブサイト等より

受信料制度専門調査会報告書で示された免除の基本的な考え方

平成23年7月 「NHK受信料制度等専門調査会」報告書

2 免除・割引について（1）基本的な考え方

(中略)

そもそも受信料制度が公共的性格の強いものであること、また公平負担の徹底の観点から支払督促・契約締結訴訟も実施していることからすれば、免除・割引に際しても、租税について議論されているのと同様に「公平・中立・簡素」の原則を踏まえることが肝要であり、とりわけ公平性の維持を重視すべきであると考えられる。報道の中立性等、公共放送としてのNHKの基礎が、視聴者が薄く広く公平に負担する受信料によって創出・維持されるものであることからすれば、受信料の取扱いに際して、一般企業における料金割引等のような、トータルの収支改善を優先させるような施策を追求すべきではない。公共放送としての節度を守ることによってはじめて、安定性・信頼性が確保されるとともに、NHKが受信規約の改正を提起する等のイニシアティブを保持することが、社会的な支持を得るために必要と考えられる。

具体的には、免除については、公共放送の根幹となる受信料の性格から見て例外として位置づけられ、また「契約」「義務対象」単位の負担の公平性を重視すべきことから、免除対象に関するNHKの裁量は極力排除すべきである、と考えられる。「健康で文化的な最低限度の生活」の保障（憲法25条）との関連でも、さらには公共放送の理念から見ても、経済弱者すなわち文化・情報弱者に限って、受信料免除を運用すべきであり、かかる方向は自立支援という公的扶助の本質とも、また近年の生活保護世帯の増加に鑑みても妥当なものと考えられる。

(中略)

なお、これらの原則だけではなく、免除・割引はあくまで他の負担者による内部補助であるということも、あらためて留意されるべきものであろう。